

旅費規則

(総則)

第1条 一般社団法人神奈川県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は定款第42条の規定に基づき、以下のとおり旅費規則（以下「本規則」という。）を定める。

(目的)

第2条 本規則は、本会関係者及び本会より依頼を受けた者に対して支給する旅費に関し基準を定めたものである。

(旅費の種類)

第3条 本規則に基づく旅費とは、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃、燃料費等）宿泊費、食事代、懇親会費（出張を伴うもの）、旅費雑費をいう。

(旅費の計算)

第4条 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災、その他のやむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行の難しい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の支給・精算)

第5条 本会主催の会議等について下記の通り定める。

(1) 事務局管理により支給するもの。

理事会、理事運営会議、役員会等の定例会議に要する交通費。

特に支障なき場合は、上記会議の交通費は、年度の最終会議時に一括して支給される。

(2) 当事者の申請請求により支給するもの。

第1号に定めたもの以外の旅費については所定の申請用紙にて申請して支給を受ける。

2. 日本代協主催の会議について下記の通り定める。

日本代協、理事会、委員会、ブロック会議等については、第3条、第4条の定めにより実費を支給する。

旅費の支給を受けようとする者は、所定の申請用紙にて申請して支給を受ける。

3. 前渡し金又は概算払いにより旅費の支給を受けた者又は旅行日、行程の変更により旅費の追給若しくは返納を必要とする者は、用件終了後2週間以内に旅費の精算をしなければならない。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃は、旅客運賃、急行料金及び特急料金の実費とする。

2. 急行料金及び特急料金は、一つの券の有効区間ごとに計算する。
3. 急行列車を運行する線路における旅行で、片道50km以上の場合は急行料金を支給することができる。
4. 特急列車を運行する線路による旅行で片道65km以上の場合は、特急列車料金(新幹線を含む)を支給することができる。
5. その他に掛かった費用がある場合は、会計担当者に相談の上、実態に応じて実費を支給する。

(船賃)

第7条 船賃は実費を支給することができる。

(航空賃)

第8条 航空賃は実費を支給することができる。

(バス賃)

第9条 バス賃は実費を支給することができる。

(燃料費・有料道路代)

第10条 出張の際、やむを得ず自車両を使用する際は、その車両ごとに走行距離10kmあたり200円の計算にて燃料費を支給する。

また、高速道路、有料道路代はその実費を支給する。

但し、公共の交通機関で計算した運賃より高額になる場合は公共の交通機関の運賃を限度とする。

複数人で乗り合う場合は、上限金額は公共の交通機関料金の人数分を上限とする。

(宿泊費)

第11条 業務上の必要又は天災、その他のやむを得ない事情により宿泊しなければならない場合、旅行の夜数に応じて10000円(素泊り)を上限とし、その実費を支給する。

(食事代)

第12条 宿泊を伴う旅行の場合、宿泊夜数に応じて一日3000円を上限とし、その実額を支給する。

(懇親会費)

第13条 本会より依頼を受けた会議に出席した場合において、その後懇親会が開催される場合は下記要領にて支給する。

- (1) 日本代協主催の会議のうち理事会、ブロック会議の場合は5000円を限度にその実費を支給する。
- (2) 日本代協主催の会議のうち上記会議以外の場合は3000円を限度にその実費を支給する
- (3) その他の会議については、会計担当者と相談の上支給する。

(旅費の調整)

第14条 会長は旅行目的の性質上又は旅行先の事情、その他特別の事情により、この規則による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

(変更)

第15条 本規則の改廃は、定款42条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

(附則)

第16条 本規則は2012年4月1日から施行する。